

## まるごと小樽プレミアム付商品券「よくある質問Q&A集」

### 1. まるごと小樽プレミアム付商品券について

Q：プレミアム付商品券について詳しく教えてください。

A：今回のプレミアム付商品券は、全ての取扱店で使用することができる「市内共通券」と本社・本店が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主の店舗で使用できる「地域応援券」の2種類があり、50,000冊発行します。

Q：プレミアム付商品券には、共通券と地域応援券があるそうですが、どのように使ったらいいですか？

A：プレミアム付商品券1冊に13枚が綴られています。そのうち7枚が市内共通券で6枚が地域応援券となっております。

取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、市内に在住する個人事業主の店舗を「地域応援券取扱店」といい、市内共通券と地域応援券の13枚全てを使用できます。「地域応援券取扱店」以外の取扱店では、市内共通券のみの使用となります。

Q：購入方法を教えてください。

A：9月24日にプレミアム付商品券購入予約申込みチラシを新聞折込等により市民の皆様に配布しますので、10月16日（必着）までにチラシの応募ハガキまたは必要事項を記載した郵便ハガキ若しくはニッセンレンのホームページの「まるごとプレミアム」サイトで応募してください。

なお、一人につき最大2冊（20,000円）まで申込できます。

応募後、購入引換ハガキが送付されますので、11月4日から11月30日までに購入引換ハガキに記載された引換郵便局で購入してください。

Q：1冊あたり金額はいくらですか？また、何冊まで購入できますか？

A：1冊10,000円です。（1,000円の13枚綴りで13,000円分利用できます。）

Q：応募ハガキや郵便ハガキで家族の分も申し込めますか？

A：応募ハガキや郵便ハガキから申し込む場合は、ハガキ1枚につき同居の家族等4名まで申し込むことができます。

Q：小樽市民でなければプレミアム付商品券を購入できないのですか？

A：小樽市民のみの購入となります。

Q：購入申込した希望冊数は必ず購入できますか？

A：発行冊数（50,000冊）を超える申込があった場合は、抽選となりますので、購入可能冊数が希望冊数より少なくなる場合もあります。

Q：購入引換ハガキはいつ頃届きますか？

A：10月26日以降の発送を予定しています。

Q：平日は仕事のためプレミアム付商品券を引き換えに行くことができません。どうしたら良いですか？

A：プレミアム付商品券の引換期間は、令和2年11月4日（水）から11月30日（月）までに、指定いただいた引換郵便局の営業時間内での販売になりますので、ご了承ください。

Q：購入希望した冊数は、必ず購入しなければならないですか？

A：購入引換ハガキに記載された購入可能冊数を超えて購入はできませんが、減らして購入することは可能です。

Q：分割してプレミアム付商品券を購入することはできますか？

A：分割での購入はできません。引換購入期間は11月4日（水）から11月30日（月）までに、購入可能冊数の範囲内で一度に購入してください。

Q：プレミアム付商品券の引換郵便局は変更できますか？

A：応募受付後の変更はできません。

Q：プレミアム付商品券はいつからいつまで使えますか？

A：令和2年11月4日（水）から令和3年1月20日（水）まで使用できません。

Q：プレミアム付商品券はどこで使えますか？

A：取扱店に登録された店舗で使えます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」か「市内共通券取扱店」が、わかるようにステッカー・ポスターを掲示しております。詳しくは、小樽商工会議所のホームページでご確認ください。

Q：取扱店一覧冊子は、どこで入手できますか？

A：11月4日から発売するプレミアム付商品券の購入時に引換郵便局でお渡しします。また、「プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（小樽市商業労政課内）、「プレミアム付商品券取扱店募集事務局（小樽商工会議所内）」にも置いてあります。また、小樽商工会議所ホームページからも「取扱店一覧」情報を確認できます。

Q：お釣りはできますか？

A：お釣りはできません。不足分は現金でお支払いください。取扱店の皆様については、商品券の利用者にはお釣りは出ない旨をお伝えください。

Q：プレミアム付商品券が冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：プレミアム付商品券を冊子から切り離し、家族に使わせてもいいですか？

A：家族の場合は可能です。

Q：クレジットカード等で購入できますか？

A：現金のみの対応となります。クレジットカードや電子マネーでは購入できません。

Q：使用期限までに使用できなかった商品券は換金できますか？

A：プレミアム付商品券の使用期間は令和2年11月4日（水）から令和3年1月20日（火）までです。使用期間を過ぎてしまうとプレミアム付商品券を使うことができなくなります。また、換金をすることもできませんので、使い切れる範囲での購入をお願いします。

Q：プレミアム付商品券の追加販売はありますか？

A：購入引換期間中にプレミアム付商品券が完売しないときには、追加販売を行う場合があります。

Q：プレミアム付商品券を利用できないものはありますか。

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等）  
②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入等）  
③たばこの購入（小売定価以外の販売禁止）

- ④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便ハガキ、切手、回数券、印紙等）
- ⑤性風俗特殊営業やギャンブル等にかかる支払い
- ⑥公租公課の納付（国税、地方税又は使用料等）
- ⑦自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担分、市の指定ごみ袋等）
- ⑧上記①～⑦のほか、実行委員会が不相当と認めるものの支払いには、ご利用できません。また、取扱店登録していない店舗でも使用できません。

Q：プレミアム付商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A：プレミアム付商品券の使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払いは出来ませんが、民間の医療や介護等の自己負担分には使用できます。

Q：プレミアム商品券を商売や事業の支払いに使用できますか？

A：プレミアム付商品券事業の趣旨としては、幅広く市民の消費を喚起することを目的としていることから、ご商売・事業での支払いには使用できません。

Q：プレミアム付商品券を購入しましたが、商品券を紛失してしまいました、どうすればよいですか？

A：商品券の紛失や盗難には対応できません。

Q：プレミアム付商品券が汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A：次の条件を満たしていれば使用できます。

- ・通し番号が確認できるもの
- ・券面の面積が3分の2以上残っているもの

※詳しくは、まるごと小樽プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（TEL32-4111 内線 277、265）までご相談ください。

## 2. 取扱店の登録について

Q：取扱店の参加資格はなにかありますか？

A：小樽市内に店舗、事業所等を有し、北海道スタイル安心宣言の実践に取り組み、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる方であれば、取扱店参加資格があります。

Q：取扱店の募集期間は、いつからいつまでですか？

A：令和2年9月23日（水）から令和3年1月20日（水）までです。

Q：プレミアム付商品券取扱店一覧冊子を作成するそうですが、いつまでに登録申込みしたらいいですか？

A：10月14日（水）までに取扱店登録申込み頂きますと「取扱店一覧」冊子及びホームページに掲載します。なお、10月15日以降に受け付けしたものはホームページのみの掲載となります。

Q：商工会議所の会員ではありませんが、取扱店になれますか？

A：取扱店参加資格があれば、登録可能です。

Q：当店は小樽市に隣接した市町村にあり、お客さんも小樽市の方が圧倒的に多いので、取扱店になれますか？

A：残念ながらなれません。小樽市内の事業所等のみが対象になります。

Q：プレミアム付商品券利用者限定のサービス提供を実施することは可能でしょうか？

A：可能です。（ぜひ、お願いします）

Q：取扱店の登録申込みする前に従業員がプレミアム付商品券を受け取ってしまいました。どうすればいいですか？

A：取扱店参加資格を有し申込期間内であれば、早急に登録手続きをしてください。資格がない場合は、取扱店募集事務局までご連絡してください。

Q：市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A：お手数ですが、店舗ごとに登録申込みしてください。

Q：取扱店に登録するには費用がかかりますか？

A：登録申込料や商品券の換金手数料等の費用は一切かかりません。

Q：取扱店申込みに際し対象店舗としての条件として、「新北海道スタイル」安心宣言の実践に取り組む事業者とありますが、「新北海道スタイル」安心宣言とは、どのようなことですか？

A：北海道では、「新北海道スタイル」安心宣言として、事業者の皆様に取り組んでいただきたい、次の7つのポイントを示しています。

- ① スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組むこと。
- ② スタッフの健康管理を徹底すること。
- ③ 施設内の定期的な喚起を行うこと。
- ④ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行うこと。
- ⑤ 人と人との接触機会を減らすことに取り組むこと。
- ⑥ お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけること。
- ⑦ お店の取り組みをお客様に積極的にお知らせすること。

Q：取扱店登録申込み後はどのように登録されるのですか？

A：まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店募集事務局にて資格審査を行い、承認後、取扱店登録証やポスター・ステッカー、換金申込書等を送付します。

Q：取扱店である表示をするステッカーについて、店舗が広い（または、形状が複雑）ので複数枚もらえるのですか？

A：当初にお渡しする枚数を超えて必要となる場合については、取扱店募集事務局までお問合せください。

Q：登録申込みに際し店長名で申込みできますか。

A：会社代表者で申込みすることが困難な場合については、店長等で申込みすることは可能です。

Q：申請書下部に記載する代表者欄への押印は必要ですか。

A：自署する場合は不要ですが、ゴム印等の場合は押印してください。

Q：申請書の「換金口座名義」はどの銀行でも構いませんか。

A：申請書の「換金口座名義」を指定する際は、事務負担軽減のため、可能な限り換金申請ができる金融機関の口座名義を記入していただくようお願いいたします。なお、申請段階で換金申請ができる金融機関に口座をお持ちでない場合でも、登録後に換金申請ができる金融機関口座に変更することもできますので、ご協力をお願いいたします。

### 3. プレミアム付商品券の換金について

Q：換金手続きができる金融機関はどこですか。

A：小樽市内にある次の金融機関各支店です。

- ① 北洋銀行（小樽中央支店、小樽駅前支店、奥沢口支店）

- ② 北海道銀行（小樽支店）
- ③ 北陸銀行（小樽支店）
- ④ 北海道信用金庫（小樽支店、朝里支店、高島支店、手宮支店、長橋支店、緑支店、入船支店、銭函支店、桜支店）

Q：換金申請できる期間に定めはありますか？

A：換金申請期間は、令和2年11月16日（月）から令和3年2月5日（金）（土・日・祝日のほか、金融機関閉店日を除く）までになります。

換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

Q：換金申請できない日はありますか？

A：換金申請ができない日は、次のとおりです。

令和2年	令和3年
11月25日（水）	1月25日（月）
11月30日（月）	1月29日（金）
12月 3日（木）	2月 3日（水）
12月10日（木）	
12月15日（火）	
12月25日（金）	
12月30日（水）	

また、上記以外であっても、5日・10日・15日・20日・月末なども、換金申請は避けていただくようご協力をお願いします。

Q：換金申請するプレミアム付商品券の上限等がありますか？

A：1回に換金申請できる商品券は、5,000枚までです。この枚数を超える場合は、換金申請を受け付けることができません。また、1,000枚を超える商品券の換金を行う場合は、必ず事前に換金を予定している金融機関の支店に連絡し日程を調整してください。

Q：換金できる回数に上限はありますか？

A：月2回まででお願いします。ただし、1か月間の換金申請枚数が5,000枚を超える場合は、この限りではありません。

Q：換金手続きには、社長や店長でなければできないですか？

A：換金申請手続きは、経営者・店長等でなくても構いませんが、窓口で金融機関からの問い合わせに対応できる方としてください。問い合わせに対応でき

ない場合は、その日の換金申請を受け付けできない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

Q：換金申請手続きに必要なものは何ですか？

A：換金申請を予定している金融機関に次のものをお持ちになり換金手続きを行ってください。

○使用済み商品券（裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載し、地域応援券・市内共通券ごとに集計し、枚数を確認）

○取扱店登録証

○換金申込書

金融機関に備え付けの「振込依頼書」に振込口座等の必要事項を記入し、上記と合わせて窓口へ提出してください。なお、振込口座は、取扱店登録証と同一名義としてください。取扱店登録証と異なる場合は、換金することができませんので、ご注意ください。

Q：プレミアム付商品券の換金手続きをすると、どのくらいの期間で指定口座への入金となりますか。

A：換金手続き後、1週間から10日間程度で指定口座へ入金いたします。

Q：換金手続きを行う際に換金申請を予定している金融機関に口座を持っていない場合、振込先を別の金融機関を指定できますか？

A：振込先の指定については、ご希望の金融機関口座に振り込みますが、事務負担軽減のため、可能な限り振込口座と同一の金融機関窓口で換金申請をしてください。

Q：換金手数料は必要ですか？

A：必要ありません。

Q：換金する際に使用済み商品券はどのような形で持っていけばいいですか。

A：使用済み商品券は事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合せないで、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

Q：換金申請金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A：登録した口座への振込みのみとなります。



#### 4. その他

Q：市内で複数店舗を営業している場合、登録申請、換金を代表店がとりまとめて、行っていいですか？

A：登録については、店舗ごとに申請してください。換金については、とりまとめて行うことは可能ですが、商品券裏面の取扱店欄の住所・事業所名はそれぞれ使用された店舗ごとに記載してください。

Q：期限を過ぎた商品券を受け取った場合の扱いはどうなるのでしょうか？

A：期限を過ぎた商品券は使用できません。商品券の使用期限は、令和3年1月20日（火）までとなっておりますので、ご注意ください。